

特定器材マスターの改定について

下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 平成 30 年 11 月 30 日付け厚生労働省告示第 406 号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：2 コード）
※ 適用年月日は平成 30 年 12 月 1 日であることから、平成 30 年 11 月診療分以前の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1 コード）
- 3 平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 47 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1 コード）
※ 廃止年月日は平成 30 年 11 月 30 日であることから、平成 30 年 12 月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更

別表 番号	区分 番号	特定器材コー ド	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	120	710011069	生体弁（異種心膜弁（2）システム）	1	1,030,000	3		新設		
6	067	710011070	永久歯金属冠	1	297	3		新設		
7	034	710011061	歯科用合着・接着材料1（ガラスイオノ マー系・自動練和型）			5	特定器材名・規格名	歯科用合着・接着材料1（ガラスイオノマー 系・自動練和型）	歯科用合着・接着材料材料1（ガラスイオノ マー系・自動練和型）	
2	100	710011009	合成吸収性癒着防止材（スプレー型）・指 定番号	1	7,300	9		廃止		